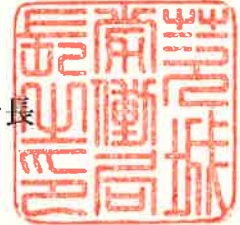




茨労発基 0318 第5号
令和2年3月18日

労働災害防止等関連団体の長 殿

茨城労働局長



「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、別添のとおり令和2年3月16日付け基安発 0316 第2号をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から貴団体の長に対し、既に送付しているところですが、改めて本職からも送付します。

つきましては、貴団体におかれましても、本ガイドラインに基づく措置の適切な実施について、会員事業場等に対する周知方、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

近年、労働災害による休業 4 日以上の死傷者数のうち、60 歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、また、労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）をみると、男女ともに最小となる 25～29 歳と比べ、65～69 歳では男性で 2.0 倍、女性で 4.9 倍と相対的に高くなっています。

こうした中、令和元年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれました。

このような状況を踏まえ、高年齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催し、就業状況、労働災害発生状況、健康・体力の状況に関する調査分析を実施するとともに、事業者及び労働者に求められる事項や国、関係団体等による支援について検討を行いました。

令和 2 年 1 月 17 日に公表された有識者会議の報告書を踏まえ、今般新たに、別添のとおり「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、事業者及び労働者に求められる事項等を取りまとめました。

つきましては、貴団体におかれても、このガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体傘下会員等への周知を図っていただき、高年齢労働者の労働災害を防止するため各事業場の実情に応じた多様な取組が促進されますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。